

公益財団法人北海道スポーツ協会 表彰取扱要領

(昭和57年3月30日理事会決定)

(昭和60年12月4日一部改正)

(平成2年1月11日一部改正)

(平成8年11月27日一部改正)

(平成9年11月20日一部改正)

(平成12年12月22日一部改正)

(平成16年6月3日一部改正)

(平成18年6月22日一部改正)

(平成20年6月25日一部改正)

(平成22年4月27日一部改正)

(平成24年3月22日 改正)

(平成31年1月9日一部改正)

(平成31年4月1日一部改正)

第1条 この要領は、公益財団法人北海道スポーツ協会（以下「本会」という）表彰規程（以下「規程」という。）第9条の規定に基づき、規程に係る必要事項について定める。

第2条 規程に定める第2条、第3条、第4条及び第5条に規定する表彰(以下「表彰」という。)は次の各号のいずれかに該当する個人、又は団体を対象とする。

- (1) 表彰の対象となる事由が発生した時点において、北海道に在住する個人、又は活動拠点を置く団体。
- (2) 表彰の対象となる事由が発生した時点において、北海道に非在住の個人について加盟団体から推薦された場合は、北海道との関係を確認のうえ表彰することができる。

第3条 規程及びこの要領において、国際的大会・国内的大会とは次の各号に定める大会をいう。

- (1) 国際的大会は世界選手権大会、アジア大会、ユニバーシアード、又はこれに準ずる大会。
- (2) 全国的大会は国民体育大会、全日本選手権大会、全日本学生選手権大会、全国高校総合体育大会、全国中学校競技大会、又はこれに準ずる大会。

第4条 規程第2条に規定する表彰は各号の事績ごとに1回とする。ただし、次の各号に該当する場合及び規程第4条、第5条に規定する表彰に該当する場合は、複数回表彰することができる。

- (1) 国際的大会において、3位以内に入賞した場合。
- (2) スポーツ競技大会において、日本記録を更新した場合。
- (3) 国民体育大会少年の部、成年の部において、それぞれ1回。
- (4) 団体の場合。
- (5) 前各号のほか、会長が特に認めた場合。

第5条 規程第2条第1号に該当するものは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本会及び本会加盟後5年以上の団体で、団体の規約上に明記されている役員として、推薦年度末において通算20年以上の経験を有し60歳以上の者。ただし、同年度の推薦人員は各加盟団体ごと1名以内とする。
- (2) 本会加盟後30年以上本道スポーツの普及振興に寄与した団体。

第6条 規程第2条第2号に該当するものは、本道スポーツの指導者（監督・コーチ）で原則として3年以上競技力の向上につとめ、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) オリンピックまたは国際的大会において、3位以内の成績を収めた選手、又はチームの指導育成に寄与した者。
- (2) 全国的大会において、3回以上3位以内入賞の成績を収めた選手、又はチームの指導育成に寄与した者。

第7条 規程第2条第3号に該当するものは、各年度の4月から3月までの1年間において、いずれかに該当するものとする。

- (1) 国際的大会において、3位以内に入賞した者、又は団体。
- (2) 全国的大会において、優勝した者、又は団体。
- (3) スポーツ競技大会において、日本記録を更新した者、又は団体。

第8条 規程第2条第4号に該当するものは、北海道スポーツ少年団の表彰を受けた者、又は団体で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) スポーツ少年団の登録指導者及び市町村スポーツ少年団、管内スポーツ少年団協議会、北海道スポーツ少年団の役職者として、推薦年度末において通算20年以上の経験を有し60歳以上の者。ただし同年度の推薦人員は、各市町村スポーツ少年団ごと1名以内とする。
- (2) スポーツ少年団として顕著な活動を続け、その実績が高く評価され、推薦年度末において20年以上の団体。
- (3) スポーツ少年団の普及育成に特に寄与し、その功績による貢献度が、全道の視野から高く評価され、推薦年度において20年以上にわたる者、又は団体。

第9条 規程第2条第5号に該当するものは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国民体育大会に10回以上選手として出場したもの
- (2) 全国的大会において、3位以内に入賞した個人、又は団体で特に北海道のスポーツの普及振興に寄与したもの
- (3) スポーツの分野において、国内的に前例のない功績・偉業を達成したもの

第10条 規程第6条の団体からの推薦は、別添推薦書により次のとおり行うものとする。

- (1) 加盟地方団体にあつては、推薦書を所管の地方体育(スポーツ)協会連絡協議会に提出するものとする。なお、スポーツ少年団にかかる推薦の場合は、当該市町村スポーツ少年団の意見を聴するものとする。
地方体育(スポーツ)協会連絡協議会にあつては、管内の加盟地方団体からの推薦書をまとめ、本会に提出するものとする。
なお、スポーツ少年団にかかる推薦の場合は、当該管内スポーツ少年団協議会の意見を聴するものとする。
- (2) 加盟競技団体、加盟学校体育団体にあつては、それぞれにおいて推薦書を作成し、本会に提出するものとする。

第11条 表彰は、原則として毎年度末までに推薦を受け、翌年度の定例評議員会開催日に表彰式を行う。